様式第１号（第４条関係）

剪定枝粉砕機利用申請書

年　　月　　日

出　雲　市　長　様

（利用者）
住　所　出雲市
氏　名　　　　　　　　　㊞
電　話　　　－

剪定枝粉砕機の利用について、出雲市剪定枝粉砕機貸出事業実施要領第４条の規定により、下記のとおり申請します。

１．使用期間 （1週間以内）	開始日　　　　　年　　月　　日（　　） 返却日　　　　　年　　月　　日（　　）［　　日間］
２．使用場所	出雲市

私は、剪定枝粉砕機の使用にあたり、別紙遵守事項を厳守したうえで、以下の事項に同意します。

１．　使用上の不注意等自己の責めに帰すべき事由により、本人又は第三者に事故及び負傷等が生じた場合は、自己の責任においてこれを解決し、市に損害賠償を請求しません。

２．　自己の責めに帰すべき事由により、粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損した場合は、実費をもって損害を賠償します。

年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

※下記は記入しないでください。

受付年月日	年　　月　　日	受付者		受付番号	－
利用者確認	□運転免許証　□健康保険証　□その他（　　　　）				
貸出付属品	□ゴーグル(　個)　□ゴム手袋(　個)　□集草バック				
			貸出機		号機

剪定枝粉砕機使用にあたっての遵守事項

１．ゴーグル、ゴム手袋（グローブ）は必ず身につけて、粉砕機を使用してください。
※軍手の使用は禁止します。（枝に絡まって引込まれる場合があります。）

２．粉砕しようとする剪定枝は、市内の一般家庭から発生するものに限ります。
事業所から発生するものや事業として請け負ったものについては、利用できません。

３．粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で２５ミリまでです。
処理能力を超えた太さの木や竹、ツル、堅い木等は、故障の原因となるため投入しないでください。

４．剪定枝粉砕機を利用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分　配慮してください。

５．作業中は、粉砕機の前後には立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書にある手順に沿って枝を取り出してください。

６．粉砕したチップは、資源化を図ることを目的としていますので、市が実施しているごみ収集に出さないでください。

７．剪定枝粉砕機を第三者に転貸しないでください。

８．利用者が、剪定枝粉砕機を利用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により、事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを一切負いません。

９．利用者は、自己の責めに帰すべき理由により剪定枝粉砕機を損傷し、または滅失した時は、これを修理し、またはその損害を賠償していただきます。

10．粉砕機に異常がある場合は、すぐに使用を中止し、出雲市役所環境政策課（℡0853－21－6988）に報告し、その指示に従ってください。